

保護者のみなさんへお知らせ

－お子さんの就学援助について－

黒部市教育委員会

黒部市教育委員会では、経済的理由で小・中学生のお子さんの就学にお困りの方に対し、学校給食費や学用品費などについて援助をしています。

1. 援助を受けることができる方

- 前年4月以降に生活保護の停止又は廃止を受けた方
- 市民税の非課税又は減免の措置を受けた方
- 児童扶養手当を受給している方
- その他収入の程度からみて、援助が必要と認められる方

2. 援助を受けることができる費用 ※返済不要

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ○学用品費等（国の定めた金額） | ○体育実技用具費（国の定めた金額） |
| ○新入学児童生徒学用品費等
（国の定めた金額） | ○通学用品費（国の定めた金額） |
| ○学校給食費（実費） | ○修学旅行費（実費） |
| ○PTA会費（国の定めた金額以内） | ○校外活動費（国の定めた金額） |
| ○児童・生徒会費（国の定めた金額以内） | ○医療費（トラコーマ、結膜炎等） |
| | ○部活動費（中学校のみ）（国の定めた金額以内） |

※部活動費については必要な用具等を購入された際の領収証が必要となります。

3. 支給方法 年3回各学期末に保護者指定の金融機関の口座に振り込みます。

4. 申請から認定までの流れ

- ①申請に係る書類は、各小中学校で配布いたします。
- ②申請に係る書類に必要事項を記入し、お子さんの通学する学校へ提出して下さい。
- ③今まで援助を受けている方で、引き続き援助を希望される方も提出して下さい。
- ④認定・否認定に関わらず、保護者には認定結果を郵送にてお知らせします。

5. その他注意事項

- 申請にあたり、児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書の写しを申請書に添付して提出してください。
- 該当市町村へ世帯全員の所得・課税証明の照会を行いますので同意が必要になります。

6. 問い合わせ先

お子さんが通学する学校又は黒部市教育委員会学校教育課(TEL54-2111)